第93期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

① 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
② 連結計算書類の連結注記表
③ 計算書類の個別注記表

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

バンドー化学株式会社

「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.bando.co.jp)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（当社は、平成20年4月22日開催の取締役会において、本方針を決議し、平成28年4月25日開催の取締役会において、次のとおり一部改訂したうえ、これを引き続き当社の方針とすることを決議いたしております。なお、改訂箇所は下線部分であります。）

1.　財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主価値の最大化に資する者であるべきと考えます。具体的には、後述の「経営理念」を充分に理解し、これを実践することによって、株主共同の利益を維持・向上させる者であるべきと考えます。一方、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主共同の利益の観点から、株主の皆様に適切に判断いただくべきと考えます。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須であると考えます。なお、本方針の有効期間は平成29年5月末日までといたします。

2.　財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、1906年の創業以来、「私達は、調和と誠実の精神をもって、社会のニーズに沿った新たな付加価値とより高い品質を日々創造、提供し、お客様をはじめとする社会の信頼に応え、社業の発展を期するとともに、バンドーグループの従業員たることに誇りを持ち、社会に貢献することを期する。」という経営理念のもと、グループ・ビジョン21を策定し、世界市場におけるコア事業の拡大と、新たなる起業に向って逞しく前進する企業グループを目指し、ゴム・プラスチック製品メーカーのパイオニアとして、お客様のニーズに応えるべく、新技術や新製品の開発を行っております。

具体的には、2013年度から2017年度までを中長期経営計画“Breakthroughs for the future”の1st stage（BF-1）として、新たに次のとおり経営目標を設定し、以下に掲げる5つの指針のもと、全社一丸となって、この目標の達成を目指してまいります。

売上高（連結）	・・・・・・・・・・	1,000億円
営業利益（連結）	・・・・・・・・・・	100億円
ROA（連結）	・・・・・・・・・・	6.0 %

①グローバル市場戦略の進化

アジアを重点地域とし、ベルト事業分野において、アジア市場シェアNo.1を目指す。また、国内市場においては、市場ニーズにマッチした高機能製品を開発するほか、お客様に密着した販売網を構築することにより、お客様にとって付加価値の高い製品を提供するとともに、これらの高機能製品を核として周辺事業領域を拡大する。

②製品の進化

グローバルな視点で、各地域の市場ニーズにマッチした「市場最適仕様」製品の開発を促進するとともに、お客様の「環境負荷低減・高効率・コンパクト化・機能複合化」に貢献する製品を連続的に生み出す。

③ものづくりの進化

お客様からの信頼をさらに強固にするため、不良率を低減するとともに、開発購買の推進や生産性の革新等により、高いコスト競争力を実現するものづくりを目指す。

④新事業の創出

当社のコア技術であるゴム・エラストマーや樹脂の配合・分散・複合化技術に磨きをかけるとともに、これらのコア技術に新たな技術を融合させることにより新製品の創出と新市場開拓を進め、次代の新事業の柱として育成する。

⑤経営品質の進化

ポートフォリオマネジメントの強化による成長製品への戦略的投資や連結経営管理の強化に取り組む。加えて、純有利子負債ゼロを目指すとともに、為替・金利等の財務リスク管理を強化して、財務体質を強化する。

また、経営者育成プログラムの推進、グローバル人事管理の強化、スペシャリストの育成、女性や外国人等多様な人材の積極的活用を実施することにより、次世代を担う人材を育成する。

3. 大量買付行為がなされた場合において、株主の皆様に当該大量買付者が株主共同の利益を維持・向上させる者か否かを適切に判断いただくための十分な情報を提供するための手続き

①手続きの概要

当社は、当社株券等の大量買付を行おうとする者に対して、これに先立ち、買付目的その他株主の皆様に判断いただくために必要と考える情報の当社取締役会に対する提供を求め、当社取締役会は、当該買付を行おうとする者から提供された情報およびこれに対する当社取締役会の評価を併せて、株主の皆様に対して公表いたします。

②適用対象

本手続きは、次の一に該当する場合に適用されます。

(1)当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付け

(2)当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]およびその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

以下、上記(1)および(2)の買付を「買付等」といい、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。

③買付者等が遵守すべき手続きの概要

当社取締役会が、買付者等に遵守を要請する手続きは、

・株主の皆様に買付等に応募するかどうかを判断いただくために必要かつ十分な情報を買付者等に提供願うとともに

・株主の皆様による一定の評価期間が経過した後に買付等を開始していただくためのものであります。

その概要は、次のとおりであります。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等が買付等を行おうとする場合には、まず当社取締役社長宛に、本手続きを遵守する旨の誓約および次の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

ｲ. 買付者等の名称、住所

---

[1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

[3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(2)において同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

ﾛ. 設立準拠法
ﾊ. 代表者の氏名
ﾆ. 国内連絡先
ﾎ. 提案する買付等の概要

(2) 情報の提供

当社取締役会は、前記意向表明書受領後、10営業日[8]以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために提出いただくべき必要かつ十分な情報のリストを買付者に対して交付します。提出いただく情報は、買付者等の属性および買付等の行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては、次のような情報が考えられます。

ｲ. 買付者等およびそのグループ（共同保有者[9]、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
ﾛ. 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
ﾊ. 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）
ﾆ. 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
ﾎ. 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
ﾍ. 買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
ﾄ. その他当社取締役会が、株主の皆様の判断のために必要と考える情報

当社取締役会は、これら情報が、当該買付者等が株主共同の利益を維持・向上させる者か否かを適切に判断いただくための十分な情報か否かを精査し、仮に、不十分であると判断した場合は、買付者等に追加情報を求めることができるものとします。

当社取締役会は、十分な情報を受領したと認める場合は、直ちにその旨を買付者等に通知します。当該通知日から合理的期間内に（原則として、60営業日とする。）これら情報の内容を検討し、これに対する当社取締役会の評価（当社の考えおよび対応ならびに当該買付者等の本手続きの遵守状況を含む。）を併せて、株主の皆様に対して公表するものとします。

なお、提供のあった情報につきましては、株主の皆様に判断いただくための情報として、当社ホームページに掲載いたします。

(3) 買付等の実施時期

買付者等は、上記の株主の皆様に対する情報の公表がなされた後にのみ買付等を開始するものといたします。

④当社取締役会の考える不適切な買付等

当社取締役会は、次のような買付等は、不適切な買付等であると考えております。

ｲ. 買付者等が当社の設定した手続きを含め所定の手続きを遵守しない
買付等
ﾛ. 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを
要求する目的でなされる買付等
ﾊ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得

[8] 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
[9] 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行う目的でなされる買付等

ニ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的でなされる買付等

ホ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的でなされる買付等

ヘ. 強圧的二段階買付（最初の買付ですべての株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、買付等を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等

ト. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等

チ. その他、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねる重大なおそれをもたらす買付等

4. 前号の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないことおよび会社役員の地位の維持を目的とするものではないことと判断する理由

①当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、株主の皆様に当該買付者等が株主共同の利益を維持・向上させる者か否かを適切に判断いただくための十分な情報を提供するための手続きであり、基本方針に沿うものであります。

②当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと

当該取組みは、前述いたしましたように、株主共同の利益を尊重するという基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないことは明らかであります。

③当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当該取組みは、株主の皆様に当該買付者等が株主共同の利益を維持・向上させる者か否かを適切に判断いただくための十分な情報を提供するための手続きであり、当社の経営陣として相応しい者は、当社会社役員か当該買付者等かを株主の皆様に判断いただくものであります。したがいまして、当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであります。

連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〉

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社の数　　２６社

①国内子会社　　７社

東日本バンドー株式会社　　福井ベルト工業株式会社　　西日本バンドー株式会社
バンドーエラストマー株式会社　　バンドートレーディング株式会社
ビー・エル・オートテック株式会社　　バンドー興産株式会社

②海外子会社　　１９社

Bando USA, Inc.　　Bando Belting de Mexico, S.A. de C.V.
Bando Jungkong Ltd.　　Bando Korea Co., Ltd.
Bando Belt (Tianjin) Co., Ltd.　　Bando (Shanghai) Management Co., Ltd.
Bando (Shanghai) Industrial Belt Co., Ltd.　　BL Autotec (Shanghai), Ltd.
Bando Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.　　Bando Siix Ltd.
Bando Manufacturing (Vietnam) Co., Ltd.　　Bando Manufacturing (Thailand) Ltd.
Pengeluaran Getah Bando (Malaysia) Sdn.Bhd.　　Bando (Singapore) Pte. Ltd.
Bando (India) Pvt. Ltd.　　Bando Belt Manufacturing (Turkey), Inc.
Bando Europe GmbH　　Bando Iberica, S.A.
Bando (Shanghai) Industry Equipment Element Co., Ltd.

（２）連結の範囲の変更

平成２７年１０月に設立したBando Belting de Mexico, S.A. de C.V.については、新たに連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法を適用した関連会社の数　７社

持分法を適用した関連会社の名称

バンドー福島販売株式会社
バン工業用品株式会社
北陸バンドー株式会社
バンドー・ショルツ株式会社
Sanwu Bando Inc.
Kee Fatt Industries,Sdn.Bhd.
P.T.Bando Indonesia

（２）持分法を適用しない関連会社の名称

浩洋産業株式会社
Philippine Belt Manufacturing Corp.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純利益および利益剰余金等に重要な影響を及ぼさないと考えられるので持分法適用の範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
Bando Belt (Tianjin) Co., Ltd.	１２月末日
Bando (Shanghai) Management Co., Ltd.	１２月末日
Bando (Shanghai) Industrial Belt Co., Ltd.	１２月末日
BL Autotec (Shanghai), Ltd.	１２月末日
Bando Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	１２月末日
Bando (Shanghai) Industry Equipment Element Co., Ltd.	１２月末日

連結計算書類の作成には、連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　・・・・・・・・　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　・・・・・・・・　移動平均法による原価法

②デリバティブ　・・・・・・・・　時価法

③たな卸資産

当社

製品・原材料・仕掛品　・・・・・・　先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品・貯蔵品　・・・・・・・・　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

連結子会社

国内連結子会社は主として総平均法による原価法によっており、在外連結子会社は概ね先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　・・・・・・・・　定率法（一部の連結子会社では定額法を採用しております。）
（リース資産を除く）　ただし、当社および国内連結子会社は、平成１０年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　３～５０年
機械装置及び運搬具　５～１０年

②無形固定資産　・・・・・・・・　定額法
（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産　・・・・・・・・　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　・・・・・・　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②関係会社整理損失引当金　・・・・・　関係会社の整理に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

（４）退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（５）重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

（６）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法　・・　繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　・・・・・・・・・・　金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象　・・・・・・・・・・　変動金利の借入金

③ヘッジ方針　・・　為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために社内規定に基づきヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法　・・　ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断をしております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているかの判定をもって有効性の判定に代えております。

（７）のれんおよび負ののれんの償却方法および償却期間

のれんについては、１０年の定額法により償却を行っております。

（８）消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（９）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

５．会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4) 、連結会計基準第44－５項(4) および事業分離等会計基準第57－４項(4) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

６．表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、固定資産除却損については、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、独立掲記することとしました。

７．追加情報

（法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第１５号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成２８年法律第１３号）が平成２８年３月２９日に国会で成立し、平成２８年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の３２．３％から、平成２８年４月１日に開始する連結会計年度および平成２９年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については３０．８％に、平成３０年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については３０．６％になります。この税率変更による影響額は軽微であります。

（株式併合および単元株式数の変更）

当社は、平成２８年３月２８日開催の取締役会において、平成２８年６月２３日開催の第９３期定時株主総会に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。

１．株式併合および単元株式数の変更を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成３０年１０月１日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を１００株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の１，０００株から１００株に変更することといたしました。

併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（５万円以上５０万円未満）とすることを目的として、株式併合（２株を１株に併合）を実施します。

２．株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成２８年１０月１日をもって、同年９月３０日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、２株につき１株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成２８年３月３１日現在）	９４，４２７，０７３株
株式併合により減少する株式数	４７，２１３，５３７株
株式併合後の発行済株式総数	４７，２１３，５３６株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

④１株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合には、会社法第２３４条および第２３５条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

３．効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成２８年１０月１日）をもって、以下のとおり発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成28年10月1日）
３７８，５００，０００株	１８７，０００，０００株

４．単元株式数の変更の内容

平成２８年１０月１日をもって、当社普通株式の単元株式数を１，０００株から１００株に変更いたします。

５．効力発生日

株式併合の効力発生日	平成２８年１０月１日
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成２８年１０月１日
単元株式数の変更の効力発生日	平成２８年１０月１日

６．１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の、前連結会計年度および当連結会計年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成２６年４月　１日 至　平成２７年３月３１日）	当連結会計年度 （自　平成２７年４月　１日 至　平成２８年３月３１日）
１株当たり純資産額	１，１９６円６８銭	１，１６８円４８銭
１株当たり当期純利益	７９円９０銭	９３円３１銭

〈連結貸借対照表に関する注記〉

１．担保に供している資産

投資有価証券　　５百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　　７５，３５５百万円

〈連結損益計算書に関する注記〉

１．減損損失

用途	場所	減損損失	
		種類	金額（百万円）
事業用資産	兵庫県神戸市	建物及び構築物	3
		機械装置及び運搬具	6
		その他	0
		計	１０
遊休資産	香川県高松市	建物及び構築物	4
		機械装置及び運搬具	0
		土地	３５
		その他	0
		計	３９
	大阪府大阪市	建物及び構築物	5
		土地	３６
		計	４１
合計			９１

(資産のグルーピング方法)

当社グループは管理会計上の区分に従い、事業部を基礎としたグルーピングを行っております。
ただし、遊休資産については、それぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当連結会計年度に減損処理の対象となる資産のうち、事業用資産は回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、遊休資産は事業の用に供しなくなったため当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。なお、正味売却価額は売却予定価額により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として算定しております。

２．特別損失に掲記しております「固定資産除却損」９３百万円および「関係会社整理損失引当金繰入額」９２百万円はいずれも清算中の海外関係会社に関するものであります。

〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式　　９４，４２７，０７３株

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成２７年６月２３日定時株主総会	普通株式	４７０	5	平成２７年３月３１日	平成２７年６月２４日
平成２７年１１月１０日取締役会	普通株式	５６４	6	平成２７年９月３０日	平成２７年１２月１日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成２８年６月２３日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　　５６３百万円

②１株当たり配当額　　６円

③基準日　　平成２８年３月３１日

④効力発生日　　平成２８年６月２４日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

〈金融商品に関する注記〉

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、年度経営計画の一環として策定した資金計画に照らして必要な資金を安定的かつ低コストの調達手段（主として銀行借入または社債発行）で調達し、一時的な余資は流動性および安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金および社債の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブはリスク回避を目的とし，実需の範囲で行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成２８年３月３１日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
（１）現金及び預金	１６，９８０	１６，９８０	－
（２）受取手形及び売掛金	１６，７３１	１６，７３１	－
（３）電子記録債権	１，６１７	１，６１７	－
（４）投資有価証券 その他有価証券	５，１５３	５，１５３	－
（５）支払手形及び買掛金	（　９，９０７）	（　９，９０７）	－
（６）電子記録債務	（　２，７６７）	（　２，７６７）	－
（７）短期借入金（＊２）	（　１，５５５）	（　１，５５５）	－
（８）１年以内償還予定の社債	（　３，０００）	（　３，０１４）	（１４）
（９）未払法人税等	（　４３８）	（　４３８）	－
(10) 長期借入金（＊２）	（　８，００５）	（　８，０７２）	（６７）
(11) デリバティブ取引 ①　ヘッジ会計が適用されていないもの	１０	１０	－
②　ヘッジ会計が適用されているもの	３５	３５	－

（＊１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊２）連結貸借対照表において短期借入金として計上されている1年以内返済予定の長期借入金４９１百万円は、長期借入金に含めて示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金 、（３）電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（５）支払手形及び買掛金、（６）電子記録債務、（７）短期借入金、（９）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（８）１年以内償還予定の社債

１年以内償還予定の社債の時価については、市場価格に基づいております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「(10) 長期借入金」に含めて記載しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額１３３百万円）および関連会社株式（連結貸借対照表計上額５，０４０百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（４）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〈１株当たり情報に関する注記〉

１．　１株当たり純資産額　５８４円２４銭

２．　１株当たり当期純利益　４６円６５銭

個別注記表

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

１．資産の評価基準および評価方法

（１）有価証券

①子会社株式および関連会社株式・・・　移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの　・・・　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　・・・　移動平均法による原価法

（２）デリバティブ　・・・　時価法

（３）たな卸資産

①製品・原材料・仕掛品　・・・・・・・　先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②商品・貯蔵品　・・・・・・・　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）　・・・・・・・　定率法
ただし、平成１０年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～５０年
機械及び装置	８～１０年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）　・・・・・・・　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）リース資産　・・・・・・・　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金　・・・・・・・　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金　・・・・・　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法　・・・・・　繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　・・・・・・・・　金利スワップ取引

ヘッジ対象　・・・・・・・・　変動金利の借入金

③ヘッジ方針　・・・・・・・・・ 金利変動リスクを回避するために社内規定に基づきヘッジを行っております。
④ヘッジ有効性評価の方法　・・ ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断をしております。
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているかの判定をもって有効性の判定に代えております。

（２）退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（３）消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（４）連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

５．会計方針の変更
（企業結合に関する会計基準等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)および事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
これによる計算書類に与える影響はありません。

６．追加情報
（株式併合および単元株式数の変更）
当社は、平成２８年３月２８日開催の取締役会において、平成２８年６月２３日開催の第９３期定時株主総会に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。

１．株式併合および単元株式数の変更を行う理由
全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成３０年１０月１日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を１００株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の１，０００株から１００株に変更することといたしました。
併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（５万円以上５０万円未満）とすることを目的として、株式併合（２株を１株に併合）を実施します。

２．株式併合の内容
① 併合する株式の種類
普通株式
② 併合の比率
平成２８年１０月１日をもって、同年９月３０日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、２株につき１株の割合で併合いたします。
③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成２８年３月３１日現在）	９４，４２７，０７３株
株式併合により減少する株式数	４７，２１３，５３７株
株式併合後の発行済株式総数	４７，２１３，５３６株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ １株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合には、会社法第２３４条および第２３５条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

３．効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成２８年１０月１日）をもって、以下のとおり発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成２８年１０月１日）
３７８，５００，０００株	１８７，０００，０００株

４．単元株式数の変更の内容

平成２８年１０月１日をもって、当社普通株式の単元株式数を１，０００株から１００株に変更いたします。

５．効力発生日

株式併合の効力発生日	平成２８年１０月１日
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成２８年１０月１日
単元株式数の変更の効力発生日	平成２８年１０月１日

６．１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の、前事業年度および当事業年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成２６年４月　１日 至　平成２７年３月３１日）	当事業年度 （自　平成２７年４月　１日 至　平成２８年３月３１日）
１株当たり純資産額	７１６円６１銭	７６２円３７銭
１株当たり当期純利益	２８円０２銭	８１円４１銭

〈貸借対照表に関する注記〉

１．有形固定資産の減価償却累計額

５４，８９９百万円

２．保証債務残高

関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務は次のとおりであります。

Bando USA, Inc.	１，３０６百万円
Bando (India) Pvt. Ltd.	８２１百万円
計	２，１２８百万円

３．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	８，７８３百万円
長期金銭債権	８０百万円
短期金銭債務	３，７８９百万円

〈損益計算書に関する注記〉

１．関係会社との取引高

売上高	２４，３５２百万円
仕入高	３，８２５百万円
営業取引以外の取引高	３，７９７百万円

２．減損損失

用途	場所	減損損失	
		種類	金額（百万円）
事業用資産	兵庫県神戸市	建物	3
		機械及び装置	6
		工具、器具及び備品	0
		合計	１０

（資産のグルーピング方法）

当社は管理会計上の区分に従い、事業部を基礎としたグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については、それぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

（減損損失の認識に至った経緯）

当事業年度に減損処理の対象となる資産は、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため減損損失を認識しております。

（回収可能価額の算定方法）

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度末における自己株式の数

普通株式　　５９１，０３１株

〈税効果会計に関する注記〉

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

＜繰延税金資産＞

退職給付信託拠出額	１，１１１百万円
関係会社株式評価損	６２９百万円
減損損失	２３０百万円
退職給付引当金	１７９百万円
その他	２９８百万円
繰延税金資産小計	２，４４９百万円
評価性引当額	△７６３百万円
繰延税金資産合計	１，６８５百万円

＜繰延税金負債＞

退職給付信託設定差益	９２７百万円
その他有価証券評価差額金	５３２百万円
その他	１４百万円
繰延税金負債合計	１，４７４百万円
繰延税金資産の純額	２１１百万円

２．法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第１５号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成２８年法律第１３号）が平成２８年３月２９日に国会で成立し、平成２８年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の３２．３％から、平成２８年４月１日に開始する事業年度および平成２９年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については３０．８％に、平成３０年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については３０．６％になります。この税率変更による影響額は軽微であります。

〈関連当事者との取引に関する注記〉

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	東日本バンドー株式会社	所有 直接１００％	当社製品の販売	当社製品の販売（注１）	５，７８４	売掛金	１，９６８
			資金の預り	資金の預り	１，３３８	預り金	１，２７５
				利息の支払（注１）	３	－	－
				（注２）			
子会社	西日本バンドー株式会社	所有 直接　９１％	当社製品の販売	当社製品の販売（注１）	８，１６４	売掛金	２，７４８
			資金の預り	資金の預り	１，２８８	預り金	８９５
				利息の支払（注１）	２	－	－
				（注２）			
子会社	バンドートレーディング株式会社	所有 直接１００％	輸出入業務代行	当社製品の販売（注１）	２，２４０	売掛金	９０５
子会社	Bando USA,Inc.	所有 直接１００％	当社製品の販売・技術供与等 債務保証	債務保証（注１）	１，３０６	－	－
子会社	Bando Manufacturing (Thailand) Ltd.	所有 直接　９９％ 間接　　０％	当社製品の販売・技術供与等	配当の受取（注１）	２，１２４	－	－
子会社	Bando (India) Pvt. Ltd.	所有 直接　７９％ 間接　２１％	当社製品の販売・技術供与等 債務保証	債務保証（注１）	８２１	－	－

（注）１．　取引条件および取引条件の決定方針

製品および材料の販売については、市場価格に基づき決定しております。

資金の預りの利息は、市場金利を勘案して決定しております。

配当の受取は、主に特別配当によるものであります。

債務保証は同社の金融機関からの借入に対するものであり、保証料は受け取っておりません。

２．　資金の預りについては、当社が導入しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は期中平均残高を記載しております。

３．　取引金額については消費税等は含まれておりませんが、期末残高については消費税等を含んでおります。

〈１株当たり情報に関する注記〉

１．	１株当たり純資産額	３８１円１９銭
２．	１株当たり当期純利益	４０円７０銭